

議案第 1 4 9 号

琴浦町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例及び琴浦町
非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止について

別紙のとおり、琴浦町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例及び
琴浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止すること
について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定によ
り、本議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 0 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

令和 2 年琴浦町条例第 号

琴浦町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例及び琴浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 琴浦町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(平成 16 年琴浦町条例第 190 号)
- (2) 琴浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成 16 年琴浦町条例第 191 号)

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。